

令和5年12月12日

本所 税務署

電子申告（e-Tax）利用のお願い

税務行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、年が明けますと、令和5年分の所得税等の確定申告時期を迎えます。

税務当局では、自宅からのe-Taxによる確定申告を強く推進しております。

特にマイナンバーカードを利用したスマートフォンからの確定申告の利便性向上を図っており、マイナポータルから確定申告に関する各種データを取得することで、従来より簡単に確定申告書の作成が可能となっております（※1）。

つきましては、従業員の皆様に対しまして、本所法人会HPに掲載のリーフレットの配付や回覧、社内LANへの掲載などの方法により、情報提供いただきますようお願いいたします。

また、貴社から給与所得の源泉徴収票をe-Taxでご提出していただくことで、従業員の方が所得税の確定申告書を作成する際、マイナポータルから給与所得の情報が自動で入力されるようになり、更に便利になりますので、源泉徴収票のe-Tax提出に是非ご協力をお願いいたします（※2）。

そのほか、電子手続に関しまして、貴社の法人税（添付書類を含む）、消費税及び源泉所得税のe-Taxによる提出並びにダイレクト納付につきましても、併せてご利用くださいようお願い申し上げます。

ご不明な点等がありましたら、お気軽に下記担当者までお問合せいただきますようお願いいたします。

☆リーフレット掲載先☆

本所法人会HP > お知らせ > 税務署からのお知らせ

(担当者)

本所税務署 個人課税第1部門 青木 敏江

電話番号 03-3623-5171 (内線 210)

※自動音声に従い番号「2」を選択してください。

※1 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、パソコンやスマートフォンからスムーズに電子申告（e-Tax）で申告納税手続きを行うことができます。

さらに、e-Taxをご利用いただきますと、税務署（申告書作成会場）へお越しいただく必要もない上、還付申告の場合、書面で申告いただくよりも還付金を早期に受け取れますので、非常に便利です。

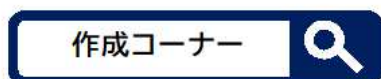
なお、スマートフォンでのマイナンバーカード方式によるe-Taxのご利用は、マイナンバーカード読取機能を搭載した端末のみ可能です。

※2 税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

確定申告書等作成コーナー
はこちらから



または、作成コーナーで検索



困ったときは・・・

ご質問を入力いただければ、
チャットボットの「税務職員ふたば」
が回答！



税務職員ふたば